

制 定 平成16年9月30日 中国運輸局公示第70号  
改 正 平成21年9月30日 中国運輸局公示第85号  
改 正 平成22年7月6日 中国運輸局公示第29号

## 公 示

### 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請 に際し、原価計算を省略できる場合について

道路運送法施行規則第10条の3第3項により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の申請に、原価計算書その他の運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の添付が必要ないと認める場合を、下記のとおり定めたので公示する。

平成16年9月30日

中国運輸局長 小 林 堅 吾

#### 記

1. 申請しようとする基本運賃が、公示した自動認可運賃と同一である場合。
2. 申請しようとする運賃が、観光ルート別運賃及び社会的要請による定額運賃又は運賃適用地域において既に定着している定額運賃である場合。
3. 申請しようとする運賃が、公共的割引で割引率が1割であるもの及び地方公共団体が実施主体となる期間限定の社会実証実験における割引である場合。
4. 申請しようとする運賃及び料金が、介護保険サービス等と連続して行う要介護者等の輸送サービスに係る運賃及び料金の認可申請の場合。ただし、提供される介護輸送サービス等の内容と比較して、運賃の額が著しく低額でもっぱら名目的なものにすぎないと認められるものを除く。

附 則

- (1) 本公示は、平成16年10月1日以降の申請から適用するものとする。
- (2) 平成14年1月17日付け中国運輸局公示第173号「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金の申請に際し、原価計算を省略できる場合について」は、平成16年9月30日限り廃止する。
- (3) この公示は、平成21年10月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成22年7月6日付け中国運輸局公示第29号改正）

- (1) 改正後の規定は、平成22年7月7日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。